

従軍慰安婦問題をめぐる言説の現在 メディアはどう伝えたか

How 'Comfort Women' Issues were Reported by the Media in 2001

四方由美・中野玲子¹

本論文は、映像メディアで伝えられる従軍慰安婦問題をめぐる言説が視聴者にどのように伝わるかについて、視聴調査のデータに基づき分析を行なったものである。戦後60年を経た現在においても、従軍慰安婦問題は様々な歴史認識が交錯する問題の一つであり、「従軍慰安婦」をめぐっては、いくつかの言説が存在している。本論文では、それらを整理した上で、2001年に「従軍慰安婦」問題を扱ったNHKの番組が、どのような言説の政治の下で改編され問題となったのかを明らかにするとともに、この番組は視聴者の「従軍慰安婦」問題の認識にどのような影響を与えたかについて、番組視聴調査の結果から考察を行なった。

キーワード：従軍慰安婦問題、番組改編問題、言説、メディア・リテラシー

目次

- I はじめに
- II 従軍慰安婦問題をめぐる言説
- III 「番組改編」という言説の政治
- IV 番組視聴にみる「従軍慰安婦」言説の現在
- V おわりに

I はじめに

本論文は、映像メディアで伝えられる従軍慰安婦問題をめぐる言説が視聴者にどのように伝わるかについて、視聴調査のデータに基づき分析を行なう。戦後60年を経た現在においても、従軍慰安婦問題は様々な歴史認識が交錯する問題の一つであり、「従軍慰安婦」をめぐっては、いくつかの言説が存在する。本論文では、IIにおいてそれらの言説を整理した上で、IIIにおいて2001年に従軍慰安婦問題を扱ったNHKの番組が、どのような言説の政治の下で改編され、問題となったのかを明らかにする。IVにおいて、この番組は視聴者の従軍慰安婦問題の認識にどのような影

響を与えるかについて、改編され放送されたNHKの番組ETV2001『シリーズ戦争をどう裁くか 第二回問われる戦時性暴力』²と2000年に行なわれた女性国際戦犯法廷の記録映像³を用いた番組視聴調査の結果から考察を行なう。

II 従軍慰安婦問題をめぐる言説

(1) 「従軍慰安婦」の問題化

従軍慰安婦が「問題」として捉えられるようになったのは、1990年代以降のことである。これまで、存在していたが誰もそれを「犯罪」とは認識していなかった事柄が、1991年元慰安婦の韓国人女性が名乗り出て日本政府に対して謝罪と補償を求め提訴したことにより、「戦時下の性犯罪」とみなされるようになった。つまり、「従軍慰安婦」の「犯罪」化である。

従軍慰安婦が問題としてみなされるようになると、その存在をめぐって議論が活発になったが、まず問われたのは「何故今頃になって訴えるのか」という被害者への問い返しであった。このことを上野(1998)は、「三重の犯罪」と呼ぶ。第一の犯罪とは、戦時強姦のことであり、第二の犯罪とは、被害者の認知を拒むことによって、日常的・継続的に半世紀にわたって続けられてきたその罪の忘却であり、第三の犯罪とは、被害女性の告発が否認されているということである。従軍慰安婦問題には、性犯罪の被害者を責めるというジェンダーの問題が孕んでいることがわかる。

しかし、この「犯罪」化による従軍慰安婦をめぐる議論により、従軍慰安婦問題のパラダイムが顕在化する結果となった。上野(1998)は、おおまかに六つのパラダイムに分類している。ここでは、従軍慰安婦をめぐる言説として、本稿の分析とかかわる四つの主要なパラダイムの整理を行なう。

(2) 家父長制パラダイム

上野(1998)は「女性には「主体性」がなくつまり女性は男性の財産の一種であり、女性の性的人権の侵害を家父長制下の男性同士の財産権の争いに還元する。そしてこれこそが被害者に「沈黙」を強いてきた「二重の犯罪」の原因にはほかならない」と説き、慰安婦問題の家父長制の関わりを提示した。ここで上野が言う二重の犯罪とは「性暴力の被害者にその身を恥じさせた(=女の恥)」ことと「沈黙を強いて告発を抑制させた」ことである。また、自民族の女の貞操を守れなかった男の「ふがいなさ」をさらした罪、「告発」を抑制できず男に恥をかかせた罪に対する非難の声が韓国内でも被害者女性に向けられている。このように、女の「貞操」は男の財産の一種であり、その財産権の侵害に対して日韓両国の家父長制の利害が語られることは、女性の人格や尊厳が顧みられていないということである。

19世紀の終わりのインドでは、イギリス人植民者によるレイプは人種差別主義と結び付けられ、

レイプは女性に対する暴力的行為というよりは国家的名誉に対する侵害と見られていたという（Basu 1993）。これについて上野（1998）は、女性のセクシュアリティは男性の最も基本的な権利と財産であり、それを侵害することは女性に対する凌辱だけでなく、それ以上にその女性が所属すべき男性集団に対する最大の侮辱となるという家父長制の論理がある、と述べている。

1937年の南京大虐殺はあまりの強姦の多さに南京大強姦とも言われたが、自国民の女性を辱めたとして中国男性のあいだに強い反日感情を生み出したといわれている。日本軍が慰安所を設けても強姦が頻繁に起こったのは、女性が「戦利品」であった家父長制の論理のあらわれであったとも述べている。

元慰安婦による日本政府訴訟に対し、日本政府は1965年の日韓条約で戦後補償はすでに終えたので元慰安婦の個人補償は認めないとし、また、韓国政府も日本政府の個人請求権を認めないという見解を支持することで、個人を国家の帰属物に還元したと考えられ、日韓両国に家父長制の論理が根強く存在することがわかる。

(3) 戦時強姦パラダイム

戦争という非常時に強姦はつきものとされる見方が、戦時強姦パラダイムである。戦争は他者に対して暴力を用いる行為であるが、家父長制社会における男性の訓練と社会化は、普段からこれを準備している。例えば暴力的に家族にふるまう父親はしばしば理想の父親像として見られる。なぜ暴力が男らしい特質として許容されるのか、それは暴力が男性の属性であるとすれば、女性の属性とは暴力を恐れ、それを回避するために従順になることだからである。「暴力的支配と恫喝、そして忍耐と従順とは、あらゆる権威の制度の維持に欠かせないが、とりわけ、家父長制社会の権威の維持に不可欠であった」とリアドン（1988）はいう。また、リアドンは強姦について「強姦の本質は、力と暴力を使って、あるいは脅して、人もしくは人々に、従属と従順を強いることである」と述べ、ブラウンミラー（2000）は、レイプの放任は「全ての男性が全ての女性を（男には力でかなわないという）恐怖常態にとどめておく威嚇装置」だと指摘する。

強姦に関する問題は最近まで「男性神話」、男性の「獣欲」説で説明されていた。女性から長期的に隔離された男社会を生きる兵士たちの「性欲」から強姦は起こるのであり、「慰安婦」制度も彼らの性欲を処理するために作られたというものである。また、ホルウェイ（1981、1984）は「男の性的欲動言説」と呼ぶものを特定している。これは男のセクシュアリティの表現体系であり、それについての話し方や考え方である。そしてそれが流布している常識的見方を構成しているという。それは男性のセクシュアリティを、強力な生物学的欲動のあらわれとして構築する。したがって男性は、とても無視できない、しかも満たされねばならない、セックスへの基本的欲求を持つと見られる。強姦する男たちは当然とされる不可避的な性的欲求を認められて、裁判で同情的に扱われるのが普通であった。こうした男性神話を背景に、戦時下の強姦を免罪する見方が「戦時強姦パラダイム」である。

若桑（2005）は、力による他者の従属と支配を維持するための威嚇装置は、そのまま軍事的国家の戦争イデオロギーに通じ、強姦がもっともその威嚇装置としての機能を果たす場が戦争である、という。戦時強姦は性的表現を用いた攻撃である。それは相手に精神的肉体的苦痛と死の恐怖を与えるために集団の面前で行われるのが普通であり、敵である男性に自分らの力を示すと同時に相手の無力を誇示する。敗者側の男性は自分の娘、妻、母の身体と名誉を守ることが出来なかったという恥辱や虚無感を覚える。これは強姦実行者が、敵の男たちに精神的・身体的ダメージを与える事で、彼らの優位性と支配を『敵』の瞳に焼付け、刻印する儀礼であり、また戦時強姦は、『敵』の男たちの男性的名誉を完全に失墜させる効果を持つ「戦術としてのレイプ」である、と若桑は述べている。フェミニストから批判される見方の代表といえる。

(4) 売春パラダイム

強制連行説を否定する自由主義・国家主義者たちがともに主張しているのが、「慰安婦」は「売春婦」と同一であり、「商売」の一種であると見なす見方「売春パラダイム」である。これは民間業者による関与や、金銭の授受を理由にそこに本人の自由意志があったという見解から促されるものである。

小林（2001）は、高収入を得るために自らの「性」を利用する女がいて、スケベだからそれを買う男がいるのであり、そこには「商売」が成立している、と述べている。また、「慰安婦たちは業者に伴われて戦地に働きに来たのであり、彼女らはプロステテュート（売春婦）と呼ばれるべき存在だったのである。…戦前の日本には遊廓があり、売春は政府も公認する職業のひとつだった。…戦地の部隊をお客とする娼婦が交渉制度の一環に位置する事はいうまでもない」と藤岡（1991）は述べる。慰安婦はプロの娼婦で、自由意思で戦場に商売をしに行ったのだから国に責任は無いという主旨である。日本政府が行った強制徴用には性労働が含まれていなかったことも、「慰安婦」になる女性の自由意志が伺えるとも考えられている。

このように、売春パラダイムでは「性」を商品化することは本人の意思である」と本人の「意思」を問題にする点で、女性の自己決定権（自由意思）を認めているため、国に責任は無い、という姿勢をとっている。この観点から、売春婦という卑しい女を相手にしたのだから個人的、道義的責任は、慰安婦を買った兵隊にも無いとも主張できる。また、「新しい歴史教科書をつくる会」のメンバーは慰安婦制度を設置した理由を第一に「強姦防止」に言及し、日本軍は占領地での強姦という性犯罪を慰安婦制度設置によって減少したと述べている。さらに、「慰安婦制度」が犯罪を食い止めたという政策の一環として語り、慰安婦制度自体の性犯罪性を認めていない。

(5) 性奴隷制＝性暴力パラダイム

売春パラダイムの「任意性」に異議を唱え否定したのが軍体「性奴隷制」＝性暴力パラダイムである。「性暴力」パラダイムは、1993年のクマラスワミ報告書が「従軍慰安婦」を「性奴隷制」

の一種と位置づけた上で、日本政府に対して謝罪と補償の勧告を提起したことから定着した。このパラダイムは、共産圏崩壊後のユーゴスラヴィアで起こった軍による組織的な性犯罪「レイプ・キャンプ」や、「民族浄化」を謀った戦略などの現代の問題との類似から「慰安婦」に適用されたものだった。その背後には「武力紛争下における女性への暴力」を問題化する、人権の政治とフェミニズムの主張とがある（上野、1998）。「武力紛争下の女性への暴力」だけでなく、日常的に起こる強姦や性犯罪、家庭内暴力や幼児の性的虐待、そして売春も、女性の性的自己決定権への侵害だと見なされ、それらは性支配のもとでの女性に対する構造的な暴力のあらわれと理解された。これらの問題全てが性暴力・性奴隷であると捉えられると、日常的な性暴力の構造が「慰安婦制度」に深く結びついているといえる。慰安婦問題はフェミニストを中心に「性暴力」パラダイムで語られ始めた。

性暴力パラダイムのキーワードとして「女性の人権」と「性的自己決定権」が挙げられるが、そこには三つの問題点があると上野（1998）は指摘し、第一に「人権概念」の不普遍性、第二に国連中心主義の問題、第三に性的自己決定権が性労働の任意性の有無に関する問題に逆戻りという点、について言及している。特に第三の「任意性」については二つの政治的効果があり、従軍慰安婦制度を「軍隊性奴隷制」と捉えるのは適切であるが、売春パラダイムとの違いを強調するがために被害者の「任意性」を否定しなければならず、そこから「モデル被害者」が生まれ、「モデル被害者」から逸脱した人々が沈黙を強いられる傾向にあるという結果を生んでしまう。さらに、このパラダイムは被害者を「純粋な被害者」／「不粋な被害者」とに二分する働きを持つため、女性に純潔を要求する家父長制パラダイムを助長する恐れがある。第二に、「性奴隷制」パラダイムは敵国もしくは被占領地の女性に対して行われる組織的性犯罪と捉えるきらいがあり、したがって自国民の「慰安婦」や同盟国民による基地売春等は「被害」から除外する働きがある。つまり、「日本人」慰安婦か／それ以外か、売春か／そうでないか、ということが重要視されるのである。しかし、「純潔」の強制を行うことなく、すべての性暴力に対して異議を唱えることが、性奴隷制＝性暴力パラダイムが本来意図する所である。ゆえに、フェミニズムの立場から主張されるパラダイムといえよう。

Ⅲ 「番組改編」という言説の政治

Ⅲでは、「慰安婦制度」を取り上げた番組NHKの特集番組ETV2001の『シリーズ戦争をどう裁くか 第二回問われる戦時性暴力』を考察する。この番組は2000年12月に行われた女性国際戦犯法廷の審議を中心に構成・放映される予定であったが、放送直前に番組の内容が改編された。それは右翼団体や政治家からの圧力によるものであった、と今日では明らかになっている⁴。

当初NHK・ETV2001『シリーズ戦争をどう裁くか 第二回問われる戦時性暴力』の内容の中心となるはずであった「女性国際戦犯法廷」について説明する。次に、『シリーズ戦争をどう裁

くか 第二回問われる戦時性暴力』がどのように改編されたのか、改編の経緯と改編内容について整理し、何が伝えられる結果となったか考察する。

(1) 女性国際戦犯法廷からETV2001へ

2000年12月、「日本軍性奴隷を裁く女性国際戦犯法廷」が戦時性犯罪における加害国である日本で開催された。これは国際的な女性のネットワークによる、男性とその国家に対する裁きであった。この法廷の目的は、戦時下の「慰安婦」制度という日本軍性奴隷制が女性に対する戦争犯罪であった真相を明らかにすることであり、被害女性たちの尊厳を回復し、日本政府に戦争責任・戦後責任をとらせる手がかりとして性奴隷制や強姦などの戦時性暴力が今後世界各地で繰り返されないよう、女性の人権が尊重される平和な新世紀を創ることをであった。被害者女性らは今日まで八つの損害賠償請求訴訟を日本の裁判所で起こしているが、日本政府は未だに法的責任を認めていない。「被害者女性らに非あらず、日本軍による性犯罪を認めさせ、名誉を回復したい」という被害者女性らの願いに答えるため、世界の女性たちが国際的な民間法廷で日本軍性奴隷を裁く「女性国際戦犯法廷」は加害国日本の首都東京で開かれた。

女性国際戦犯法廷では、各国の被害女性と旧日本軍人など加害者の証言と、各国での真相調査活動で集めた証拠資料をもとに、海外からも傍聴人を迎え、国際法に基づいた判決を得た。国家による刑事裁判ではなく民間法廷で、法的強制力がないのが前提だったが、戦時下の行為がどのような処罰に値する戦争犯罪だったかを明らかにし、全記録を歴史に残すことに意義があったといえる。

しかしながら、この女性国際戦犯法廷は被告人つまり日本政府一に裁判への出席を勧告したが代表は出席せず、被告人不在というまれな形で行われた。そのため、この裁判は形式にかなっておらず正統性がなく有効でない、という見方もある。このような、被害女性達の働きかけに対して、慰安婦制度の犯罪性を認めず、国家の名誉を守ろうとする動きは、慰安婦制度を否定的に捉えず、旧日本軍を保護しようとする。例えば、右翼団体や自由主義主観派の人々は、慰安婦制度を「犯罪」と見なさない理由のひとつとして「時効」を取り上げている。彼らは戦後60年以上経つ現在、「慰安婦制度」を性犯罪として有罪にするのは困難である、と主張している。

しかし、戦争犯罪には「時効」はないというのが現在の国際社会共通の考え方である。「女性国際戦犯法廷」は、アジア太平洋戦争中（1931-1945）の性奴隷制など女性に対する戦争犯罪・人道への罪について、軍人や官僚などの個人の刑事責任と国家の戦争責任を裁いた。さらに戦後日本政府が戦争犯罪の証拠隠滅や被害者への賠償と加害者の処罰をしてこなかった戦後責任もこの法廷で問うている。

この「女性国際戦犯法廷」は、世界各国のメディアに取材され報道されたが、日本でこれを取り上げたメディアは少ない。その一つがNHKの報道番組、ETV2001である。

(2) NHK・ETV2001『シリーズ戦争をどう裁くか』番組改編の経緯

本章の分析対象であるETV2001『シリーズ戦争をどう裁くか 第二回問われる戦時性暴力』は、2001年1月29日から2月1日の四回連続シリーズ番組のうちの第二回の番組で、1月30日にNHK教育テレビで放映された。この四回シリーズは『戦争をどう裁くか』を根本のテーマに置き、第一回『人道に対する罪』でドイツやフランスの自国での戦争犯罪への取り組みを紹介し、第二回『問われる戦時性暴力』で旧日本軍の「慰安婦」問題を人道に対する罪としてその犯罪性を問う「日本軍性奴隷制を裁く〈女性国際戦犯法廷〉」を取り上げ、第三回『今も続く戦時性暴力』で女性国際戦犯法廷の関連行事として開かれた「現代の紛争課の女性に対する犯罪・国際公聴会」に焦点を当てた。そして最終日の第四回『和解は可能か?』は、南アフリカのアパルトヘイト問題の解明と和解を目指す「真実和解委員会」の試みを通じて困難な和解の可能性を問う、という内容のものであった。

国際的にも注目された「女性国際戦犯法廷」を取り上げた、NHK・ETV2001『シリーズ戦争をどう裁くか 第二回問われる日本軍の戦時性暴力』は、当初旧日本軍による性奴隷制を裁いた女性国際戦犯法廷を主題として放送される予定だったが、放送直前に『問われる戦時性暴力』というタイトルに変更され、内容も大きく改編された。改編前は、旧日本軍の戦時性犯罪、天皇・日本国家の有罪性、女性国際戦犯法廷の意義・社会的重要性、慰安婦制度＝日本軍の性奴隷という位置づけ、日本国家の人道に対する罪の責任など、『日本軍による戦時性暴力』が中心となる内容であったが、右派からの圧力による度重なる編集の末、一般的な戦時性犯罪の罪・人道に対する罪を問う番組となり、慰安婦制度の「日本軍による戦時性犯罪」性が曖昧にされた⁵。

改編後の番組では、「日本軍による性奴隷犯罪」という主旨を隠蔽し、女性国際戦犯法廷の擬似性、「証言」の不確かさ、世界規模に目を向けた戦時性暴力など、女性国際戦犯法廷の判決の無効性が強調され、固有の「戦時性暴力」問題を裁く試みの番組から「一般的」な戦時性暴力を問う番組に改編された。

(3) 改編された内容（性暴力パラダイムから戦時強姦パラダイムへ）

削除された「日本政府の責任」／追加された「女性国際戦犯法廷の否定」

改編前の番組内容（表-1）に含まれていた五つの重要なポイントを以下に整理する。この五つは削除、または、曖昧な説明に変更され、視聴者に伝えられなかった部分である。

1. 女性国際戦犯法廷において、旧日本軍による強姦や「慰安婦制度」が「人道に対する罪」と認められたこと

民間法廷ではあるが国際的に注目されたこの女性国際戦犯法廷で一番注目したいところはその「判決」である。旧日本軍による「慰安婦制度」は性奴隷制であったと暴く国際的な見方など、その最も重要で意義のある判決内容は番組改編後全て削除された。「日本政府の責任」に言及した構成を避け、「過去」の性暴力の事実と現代の性暴力問題とを照合し、国際的な視点から性暴

力の犯罪性を問う、広い意味での「人道に対する罪」についての内容に替えられた。

2. 日本国と昭和天皇への責任・有罪が認定されたこと

女性国際戦犯法廷の開催は、旧日本軍の戦時性暴力を裁き現在の戦時性暴力の問題にも活かしたいという目的があり、この法廷が出した判決・勧告は番組で取り上げられるべきであった。海外のメディア報道の紹介の部分でも、海外メディアは「天皇ヒロヒトへ有罪判決」という判決部分に大きく焦点を当てていたにもかかわらず、NHKは海外メディアを紹介する際、その報道の中の「判決」にふれない部分のみを選び編集した。旧日本軍による「慰安婦制度」と「天皇の戦争責任」に関する事柄が削除された。

3. 女性国際戦犯法廷の意義の説明

NHK・ETV2001番組シリーズでコメンテーターを務めた高橋哲哉氏は、改編前の収録で女性国際戦犯法廷の意義の説明とその解説をしていたが、それも全て削除され、改編後の番組では旧日本軍に的を絞った女性国際戦犯法廷から、焦点を一般的な「人道に対する罪」にずらし、戦時性暴力をジェンダーの視点から問い直すという流れに変更されている。改編前は法廷の意義についても丁寧に解説されていたが、全てが削除・変更され、結果的に法廷については、概要と問題点が説明されただけに終わった。

4. 元慰安婦の被害女性らの証言

女性国際戦犯法廷では、アジア太平洋戦争で旧日本軍によって性的支配を受けた元慰安婦の被害女性らが自らの体験を証言し、法廷の審議に大きく貢献をした。しかし実際には女性国際戦犯法廷の様子は二人の元慰安婦の短い証言を含めても五分程度に編集されていた。元慰安婦の被害女性らの証言を抜きに女性国際戦犯法廷の内容は語れないが、番組ではこの法廷での被害女性の証言を大幅に削除し、法廷や被害女性の存在を少なく編集された。それにより、何についての、何のための証言であるか、ということを曖昧にしている。したがって、旧日本軍の慰安婦制度の性犯罪性と天皇の戦争責任の判決を読み取る事が困難である。また、女性国際戦犯法廷を取り上げながらも、この法廷が誰によって催され、誰を告発したものであったのかがわからない内容となった。

5. 元日本軍兵士らの証言

元日本軍兵士で「慰安婦を利用し強姦した」と証言する鈴木良雄氏と金子安次氏は、女性国際戦犯法廷でも証言台で貴重な証言をした重要な人物であり、NHK・ETV2001の番組でも彼らの証言が起用される予定であったが、番組放映直前に全てカットされ放映されなかった。加害者側の証言はこの法廷では重要な証拠の一つであり、旧日本軍による戦時性暴力が過去実際に行われた「事実」であることを伝える、不可欠で、説得力のある部分であった。それを全面削除したことは、日本軍によって実際に性犯罪を行われていたという有罪性が視聴者に伝えられなかったということである。

また、スタジオのコメンテーターによる「この法廷が『模擬法廷』ではなく、市民の力が国際

従軍慰安婦問題をめぐる言説の現在メディアはどう伝えたか（四方由美）

法にも影響を与える1990年代以降の世界的な流れの一部である」という言及や、主催者のVAWW NET JAPAN代表の松井やより氏のインタビューや映像も削除され、フェミニズム色を番組から除去しようとしているのがわかる。さらに、番組コメンテーターの高橋氏と米山氏の法廷の意義や評価などのコメント、判決や証言についての積極的かつ直接的な発言は削除された。特に米山氏のコメントは明らかに少なく、編集された事が映像から読み取れる。

内容は削除されただけでなく、法廷の「擬似性」を強調するために細かに挿入された部分もある。改編前は、一度しか設けられていなかった歴史家の秦郁彦氏のインタビューが改編後は二度設けられた。秦氏は既存の日本国内での裁判と照合して、女性国際戦犯法廷が「裁判」の要件を充たしていないことを強調し、「法廷」であること自体を否定している。また、NHK・ETV2001番組シリーズの司会者である町永アナウンサーの追加撮影も行われ、「法廷といってもあくまで民間のものであり法的拘束力はない。また被害者の証言もその全てを必ずしも確認できないことなど様々な争点や問題点があることは事実である」と、法廷という状況の定義自体をも疑問視させる発言も付け加えている。

〈表-1〉『問われる戦時性暴力』「修正版⁶：43分」と「放映版：40分」の比較

_____はカットされた部分、~~~~~は挿入された部分

* <女性国際戦犯法廷>は<法廷>と略す

「修正版」	「放映版」
①オープニングVTR <ul style="list-style-type: none"> ・タイトル ・第1回おさらい ・<u>そうした世界の潮流の中で開催された<法廷></u> 	①オープニングVTR <ul style="list-style-type: none"> ・タイトル ・第1回おさらい
②スタジオ-1 <ul style="list-style-type: none"> ・町永前説・出演者紹介 ・町永→高橋 ・<u>「<法廷>の意義について」</u> ・高橋「解説」 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>米山</u> ・町永 ・<法廷>の概要、問題点を説明 	②スタジオ-1 <ul style="list-style-type: none"> ・町永前説・出演者紹介 ・町永→高橋 ・<u>「人道に対する罪とは」</u> ・高橋 ・<u>「戦時性暴力をジェンダーの視点から問い直す1990年代年代の流れ」</u> ・町永 ・<法廷>の概要、問題点を説明
③<法廷>VTR-2 <ul style="list-style-type: none"> ・「法廷」の説明 ・被害者女性の証言 ・専門家：吉見証言 ・<u>加害兵士証言</u> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史家：内海インタビュー ・歴史家：秦インタビュー 	③<法廷>VTR-2 <ul style="list-style-type: none"> ・「法廷」の説明 ・裁判長インタビュー ・被害女性のインタビュー ・専門家：吉見証言 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>歴史家：秦インタビュー</u> ・歴史家：内海インタビュー ・歴史家：秦インタビュー

<p>④スタジオ 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町永→高橋 <p>「VTRを受けて<法廷>をどう捉えるか」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高橋 <p>「<u>ラッセル法廷の前例。慰安婦問題が解決されていない状況で市民の力で法廷を開いた意味は大きい</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町永→米山 ・米山 <p>「<u>1人の証言の背後には多くの被害者がいる。それを受けて社会を変えていくことが重要</u>」</p>	<p>④スタジオ 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町永→高橋 <p>「VTRを受けて<法廷>をどう捉えるか」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高橋 <p>「<u>ラッセル法廷の前例</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町永→米山 ・米山 <p>「<u>フェミニズム史の中での位置づけ、加害国と被害国の女性との関係</u>」</p>
<p>⑤慰安婦問題はなぜ未解決できたのかVTR-3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京裁判で裁かれなかった慰安婦問題、日本政府の方針、日本政府が訴えられたこと、「アジア平和国民基金」、旧ユーゴ国際刑事法廷、ローマ外交会議 	<p>⑤慰安婦問題はなぜ未解決できたのかVTR-3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京裁判で裁かれなかった慰安婦問題、日本政府の方針、日本政府が訴えられたこと、「アジア平和国民基金」、旧ユーゴ国際刑事法廷、ローマ外交会議
<p>⑥スタジオ 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町永 フリップで戦後のおさらい <p>日本政府と慰安婦問題 戦後、海外の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町永→高橋 <p>「<u>日本政府の対応が被害者に納得されないのはなぜか</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高橋 <p>「<u>被害者が求めているのは国家による個人補償。それがなされない限り、被害者はそれ以外の謝罪、補償は責任逃れだと思ってしまう</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町永 <p>「<u>日本政府は条約で解決済みとの立場だが</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高橋 <p>「<u>国連クマラスワミ、マクドゥーガル報告によってそのような考えは退けられている</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町永 <p>「<u>それは人道に対する罪だからか</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高橋 <p>「<u>そうです</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町永「<u>日本政府と被害者の溝、なぜか</u>」 ・高橋 ・米山「<u>日本軍、日本政府が過去に犯した行為が裁かれないまま、その上で、許されることを前提に謝罪を行ってきたとみられている</u>」 	<p>⑥スタジオ 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町永 フリップで戦後のおさらい <p>日本政府と慰安婦問題 戦後、海外の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町永→高橋 <p>「<u>日本政府の対応が被害者に納得されないのはなぜか</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高橋 <p>「<u>被害者が求めているのは国家による個人補償</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町永「<u>日本政府と被害者の溝、なぜか</u>」 ・高橋 ・米山「<u>許されることを前提に謝罪を行ってきたとみられている</u>」
<p>⑦<法廷>の判断と海外メディアの反応VTR-4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦時下の性暴力、性奴隷制が「<u>人道に対する罪</u>」にあたると判断し、日本国家と天皇の責任を認定した<法廷>の判断 <ul style="list-style-type: none"> ・裁判官記者会見 (<法廷>の判断内容、判決) ・海外メディアの報道 (<法廷>の判断内容、判決) 	<p>⑦国際法の専門家と海外メディアの反応VTR-4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判官記者会見 (<法廷>開催の意義) ・海外メディアの報道 (<法廷>開催について)

従軍慰安婦問題をめぐる言説の現在メディアはどう伝えたか（四方由美）

<p>⑧スタジオ-4 ・町永→高橋 <u>「人道に対する罪として慰安婦問題が<法廷>で認定された根拠」</u> ・高橋「解説」</p> <p>・町永→米山 ・米山「和解をめざした<法廷>ではない」</p> <p>・町永「戦時性暴力、なぜ日本だけが問われるのか」 ・高橋「戦時性暴力の普遍的適用」 ・町永 まとめ</p>	<p>⑧スタジオ-4 ・町永→高橋 <u>「どのような背景があったのか」</u></p> <p>・高橋「人道に対する罪への注目、それを認めない日本は世界で通用しない」 ・町永「世界で問い直されてきた」 ・町永→米山 <u>・米山「越えられない溝を越える、新たな女性達の連帯が重要」</u> ・町永「戦時性暴力、なぜ日本だけが問われるのか」 ・高橋「戦時性暴力の普遍的適用」 ・町永 まとめ</p>
---	--

小玉・小林(2003)より転用

このように、改編が繰り返される事によって番組内容は当初の主旨から離れ、法廷が下した旧日本軍の責任者処罰の判決や戦時性暴力を裁くことの意義といった番組の主旨を失い、「一般的戦時性暴力」を問う番組となった、と分析することができる。個々の人々がそれぞれに持つ歴史認識というものは、それぞれが学習・経験した歴史観から構成されるが、影響力を持つメディアが放つ言説が人々の歴史認識を構成するのに働きかけるのは言うまでもない。NHKは「慰安婦制度は日本軍による性犯罪であった」また従軍慰安婦問題に関しては、「天皇の有罪判決」という法廷の主旨を隠蔽し、言説をすり替えることに加担したといえる。性暴力パラダイムから戦時強姦パラダイムへと番組のスタンスが変わることにより、全く反対の見方が伝えられることになったのである。

IV 番組視聴にみる「従軍慰安婦」言説の現在

IVでは、実際にメディアが伝える言説がどのように人々に捉えられ、個々の歴史認識に影響を与えるかを考察する。宮崎公立大学の学生193名を対象にし、二つの映像視聴と、アンケート調査を実施し、分析を行なった。

本稿では、調査結果の番組視聴後の従軍慰安婦に対する認識の違いについての一部を紹介し、考察を行なう⁷⁾。

(1) 番組視聴調査

(1)-1 調査の流れ

テレビ番組の視聴と視聴前の事前アンケート、視聴後の事後アンケート1、および2を以下の方法で行なった。手順については、<表-2>の通りである。

〈表-2〉 調査の流れ

視聴対象	
①NHK・ETV2001 シリーズ戦争をどう裁くか 「第二回 問われる戦時性暴力」	
②VAWW-NET JAPAN 「沈黙の歴史をやぶって 女性国際戦犯法廷の記録」	
被験者	
宮崎公立大学生：計 193 名 女：148 名 男：45 名	
実験期日	
ビデオ視聴 1 回目：平成 18 年 10 月 12 日 ビデオ視聴 2 回目：平成 18 年 10 月 19 日	
グループ A	グループ B
計 104 名 女：77 名 男：27 名	計 89 名 女：71 名 男：18 名
1 回目視聴：(H18.10.12) VAWW-NET JAPAN 「沈黙の歴史をやぶって 女性国際戦犯法廷の記録」(女性国際戦犯法廷) ↓ 事後①アンケート (A 事後①) ↓ 2 回目視聴：(H18.10.19) NHK・ETV2001 シリーズ戦争をどう裁くか 「第二回 問われる戦時性暴力」 ↓ 事後②アンケート (A 事後②)	1 回目視聴：(H18.10.12) NHK・ETV2001 シリーズ戦争をどう裁くか 「第二回 問われる戦時性暴力」 (ETV2001) ↓ 事後①アンケート (B 事後①) ↓ 2 回目視聴：(H18.10.19) VAWW-NET JAPAN 「沈黙の歴史をやぶって 女性国際戦犯法廷の記録」 ↓ 事後②アンケート (B 事後②)

(1)-2 調査票 (アンケート項目)

アンケート事後①、事後②は、伝わった言説の変化やメディアによる影響を分析するために共に同じ設問を使用した。設問は 5 問で、設問内容は以下のとおりである。

〈視聴後アンケート〉

Q1 あなたの考えや価値観について (選択回答：5 段階)

- ア) 国や社会の事にもっと目を向けるべきだ
- イ) 困っている人がいたら助けてあげるのが当然だ
- ウ) テレビの情報を自分の行動の指針にする事がある

従軍慰安婦問題をめぐる言説の現在メディアはどう伝えたか（四方由美）

- エ) 自分に関係の無い事は知らなくても良い
- オ) 日本古来の文化や伝統は大切にすべきだ
- カ) 家族のためなら自己犠牲もやむをえない
- キ) 男らしさや女らしさは大切にすべきだ
- ク) 日本は住みよい国だと思う
- ケ) 正義のためには多少の犠牲は仕方がない
- コ) 経済的に恵まれなくても、家族仲良く暮らせればよい
- サ) 社会の中で、弱者が支配される傾向にあるのは仕方がない

Q2 あなたはこの映像を視聴してどのような気持ちになりましたか？（自由記述）

Q3 映像を視聴して、何が今回の映像の主題だと思いましたか？（自由記述）

Q4 あなたはこの映像に出てきた「慰安婦制度」において何が問題だと思いますか？（選択回答）

1. 慰安婦になってしまった女性自身に問題がある。
2. 慰安婦が働く環境や労働条件に問題がある。
3. 娘や妻を守れなかった親・夫（家族）に問題がある。
4. 慰安婦にならなければならないほどの貧困に問題がある。
5. 性犯罪の起こりやすいとされる戦時下という状況に問題がある。
6. 慰安婦募集の際の、強制性のある連行に問題がある。
7. 慰安婦制度を設けた国・政府に問題がある。
8. 女性を守れなかった植民地国・政府に問題がある。
9. 慰安婦制度を取り締まらなかった国連・連合諸国に問題がある。
10. その他（具体的に _____）

Q5 従軍慰安婦についてどのような考えを持っていますか？（自由記述）

(2) 調査結果（事後アンケート比較）

本論文では、視聴後のアンケート（事後アンケート）のQ2、Q3、Q4、Q5の回答を用い、言説の受容について考察を行なう。それぞれの回答を以下のように分類し、比較を行なう。

<回答分類項目>

Q2 あなたはこの映像を視聴してどのような気持ちになりましたか？（自由回答）

- 1、従軍慰安婦に同情的
- 2、それ以外
- 3、無回答

→視聴後の感想（慰安婦に同情的かどうか）グラフ、ア) オ) ケ) ス)

Q3 映像を視聴して、何が今回の映像の主題だと思いましたか？（自由回答）

- 1、日本政府の責任、対応
- 2、従軍慰安婦問題
- 3、女性の人権、人道に対する罪、戦時性暴力
- 4、それ以外
- 5、無回答

→映像の主題は何だと思ったか グラフ、イ) カ) コ) セ)

Q4 あなたはこの映像に出てきた「慰安婦制度」において何が問題だと思いますか？（選択回答）

1. 慰安婦になってしまった女性自身に問題がある。
2. 慰安婦が働く環境や労働条件に問題がある。
3. 娘や妻を守れなかった親・夫（家族）に問題がある。
4. 慰安婦にならないとされないほどの貧困に問題がある。
5. 性犯罪の起こりやすいとされる戦時下という状況に問題がある。
6. 慰安婦募集の際の、強制性のある連行に問題がある。
7. 慰安婦制度を設けた国・政府に問題がある。
8. 女性を守れなかった植民地国・政府に問題がある。
9. 慰安婦制度を取り締まらなかった国連・連合諸国に問題がある。
10. その他（具体的に

→従軍慰安婦問題の主体 グラフ、ウ) キ) サ) ソ)

Q5 従軍慰安婦についてどのような考えを持っていますか？（自由記述）

- 1、日本政府・軍は責任をとるべき
- 2、自分の意志に反して慰安婦になった女性に同情的
- 3、全慰安婦に同情的
- 4、それ以外
- 5、無回答

→「従軍慰安婦」についての考え グラフ、エ) ク) シ) タ)

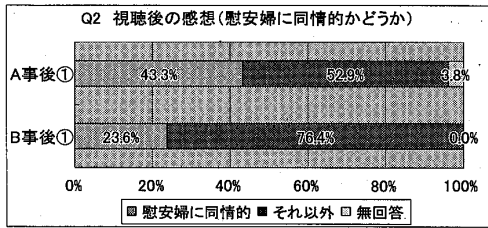
(2)－1 番組視聴後の意見の比較（番組による違い）

Aグループ：「女性国際戦犯法廷」のみ視聴（A事後①）

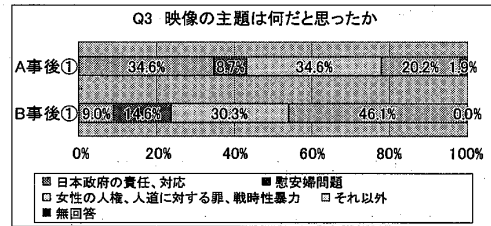
Bグループ：NHK・ETV2001のみ視聴（B事後①）

従軍慰安婦問題をめぐる言説の現在メディアはどう伝えたか（四方由美）

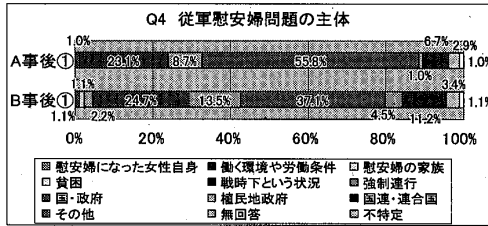
ア)



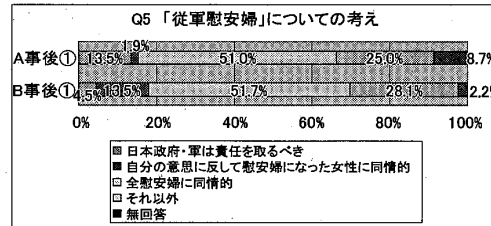
イ)



ウ)



エ)



ア) Aグループの方が、従軍慰安婦に同情的な感想を持つ人の割合が高いことがわかる。

イ) 「映像の主題は何か」という問いには、Aグループは、「日本政府の責任」と「女性の人権問題」と捉える人の割合が高かった。Bグループは、「女性の人権」と答える人が多かった他、「慰安婦問題」と捉える人がAグループと比べて多かった。

ウ) 「従軍慰安婦制度において何が問題だと思うか」については、Aグループ、Bグループともに、「国・政府の責任」という回答が最も多かった。しかし、Aグループは55.8%であるのに対し、Bグループは37.1%で、ポイントに開きがある。また、「強制連行」という回答が、Bグループの方がやや多い。

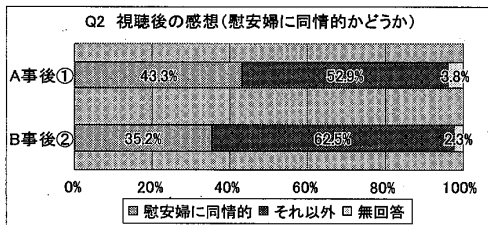
エ) 「「従軍慰安婦」についての考え」では、両グループとも従軍慰安婦に対して同情的な割合が高い。しかし、Aグループは、日本政府・軍の責任のポイントが高く、Bグループは、「自分の意志に反して慰安婦になった女性に同情的」のポイントが高い傾向が見られる。

(2)ー2 VAWW-NET JAPAN「沈黙の歴史をやぶって」視聴後の比較

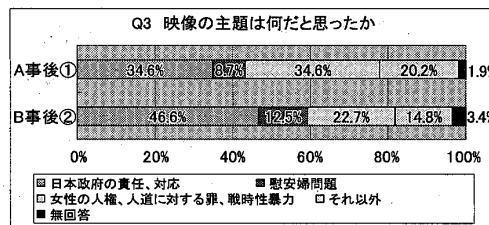
Aグループ：「女性国際戦犯法廷」のみ視聴（A事後①）

Bグループ：NHK・ETV2001→「女性国際戦犯法廷」（B事後②）

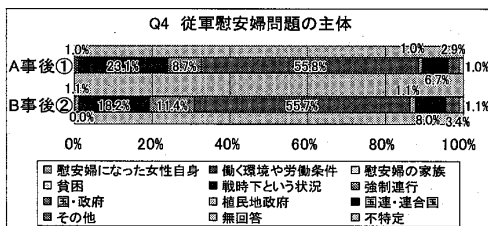
オ)



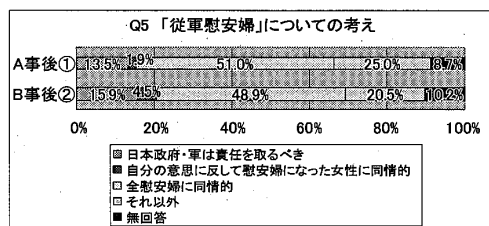
カ)



キ)



ク)

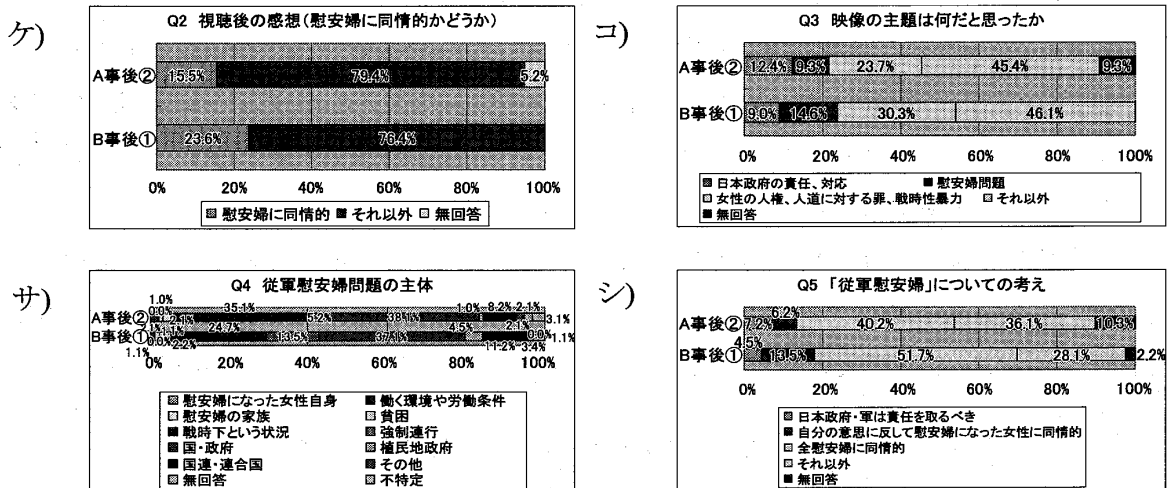


- オ) Aグループの方が、従軍慰安婦に同情的な感想を持つ人の割合がやや高いことがわかる。
- カ) 「映像の主題は何か」という問いには、Aグループは、「日本政府の責任」と「女性の人権問題」と捉える人の割合が高かった。Bグループは、「日本政府の責任」と答える人が多かった他、「慰安婦問題」と捉える人がAグループと比べてやや多かった。
- キ) 「従軍慰安婦制度において何が問題だと思うか」については、Aグループ、Bグループともに、「国・政府の責任」という回答が最も多かった。「戦時下という状況」はAグループの方が、「強制連行」という回答はBグループの方がやや多い。
- ク) 「「従軍慰安婦」についての考え」では、両グループとも従軍慰安婦に対して同情的な割合が高い。しかし、Aグループは、「日本政府・軍の責任」のポイントが低く、Bグループは、「自分の意志に反して慰安婦になった女性に同情的」のポイントがやや高い。

(2) - 3 NHK・ETV2001「第二回 問われる戦時性暴力」視聴後の比較

Aグループ：「女性国際戦犯法廷」→NHK・ETV2001（A事後②）

Bグループ：NHK・ETV2001のみ視聴（B事後①）



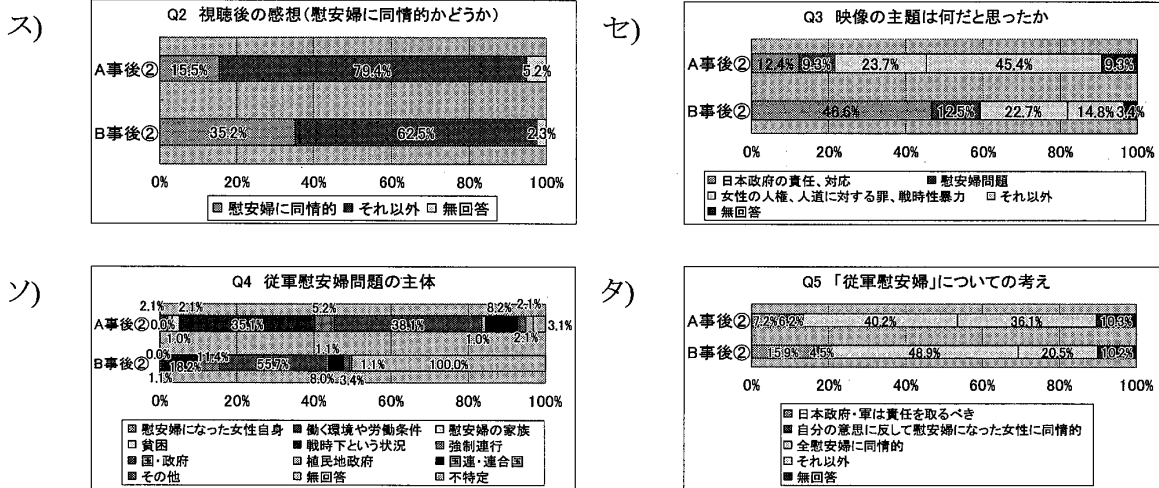
- ケ) Bグループの方が、従軍慰安婦に同情的な感想を持つ人の割合がやや高いことがわかる。
- コ) 「映像の主題は何か」という問いには両グループとも「女性の人権問題」が最も割合が高い。また、Aグループは、「日本政府の責任」と捉える人の割合がやや高かった。Bグループは、「慰安婦問題」と捉える人がAグループと比べてやや多かった。
- サ) 「従軍慰安婦制度において何が問題だと思うか」については、Aグループ、Bグループともに、「国・政府の責任」という回答が最も多かった。「戦時下という状況」はAグループの方が、「強制連行」という回答はBグループの方がやや多い。
- シ) 「「従軍慰安婦」についての考え」では、両グループとも従軍慰安婦に対して同情的な割合が高いが、とくにBグループにその割合が高い。また、Bグループは、「自分の意志に反して慰安婦になった女性に同情的」のポイントがやや高い。

従軍慰安婦問題をめぐる言説の現在メディアはどう伝えたか（四方由美）

(2) 4 両映像視聴後の比較

Aグループ：「女性国際戦犯法廷」→NHK・ETV2001（A事後②）

Bグループ：NHK・ETV2001→「女性国際戦犯法廷」（B事後②）



- ス) Bグループの方が、従軍慰安婦に同情的な感想を持つ人の割合がやや高いことがわかる。
- セ) 「映像の主題は何か」という問いに、「日本政府の責任」と捉える人の割合が高かったのはBグループである。Aグループは、「女性の人権問題」が最も割合が高い。
- ソ) 「従軍慰安婦制度において何が問題だと思うか」については、Aグループ、Bグループともに、「国・政府の責任」という回答が最も多かった。「戦時下という状況」はAグループの方が、「強制連行」という回答はBグループの方がやや多い。
- タ) 「「従軍慰安婦」についての考え」では、両グループとも従軍慰安婦に対して同情的な割合が高いが、とくにBグループにその割合が高い。また、Bグループは、「日本政府・軍が責任をとるべき」のポイントがやや高い。

二つの映像を視聴した後の回答をみると、どちらのグループも後に視聴した映像（直前に視聴した映像）に影響を受けるといえることがわかる。

(3) 考察

映像視聴後のアンケート調査の結果をグループ別に考察する。Aグループ（「女性国際戦犯法廷」→事後1→ETV2001→事後2）は、性暴力パラダイムによって貫かれた「女性国際戦犯法廷」を先に視聴しているため、戦時性暴力を受けた女性への人権意識や彼女らの被害に対応しない日本政府の責任について関心を持つ傾向にあるといえる。よってBグループの事後1との比較では、従軍慰安婦に同情的な感想を持つ人が多く、また、番組の主題を「日本政府の責任、対応」、「女性の人権」と捉える人が多い。従軍慰安婦問題の主体についても「国、政府の責任」と捉える人の割合が半数を超えている。しかし、ETV2001視聴後は、「慰安婦に同情的」な人の割合も減り、「日本政府の責任」という回答も減る傾向にある。ETV2001は、世界各国の戦時性暴

力を伝えることで日本政府の責任を曖昧にし、従軍慰安婦に対する謝罪は終わっているかのような映像を用いたり、強制連行された女性は被害者であるがそういう人は多くはないと伝えている。戦時性暴力を問題化した番組であるにもかかわらず、家父長制パラダイムや売春パラダイムが反映している。こうした映像の内容の違いが回答に反映しているといえる。

同様に、Bグループ（ETV2001→事後①→「女性国際戦犯法廷」→事後②）の場合は、Aグループの事後①との比較では、従軍慰安婦に同情的な人の割合は低く、「日本政府の責任」を映像の主題と捉えた人は少ない。また問題の主体も「戦時下という状況」とする人が最も多い。また、「強制連行された慰安婦に同情的」のポイントが高いのも特徴的である。事後②においては、従軍慰安婦に同情的な人の割合は増加し、「日本政府の責任」のポイントも増える。

このことから、映像が焦点化している争点とその捉え方に同調する形で受容する視聴者が多いことがわかる。今回の二つの映像を視聴する調査においては、先にどのような情報を得ていたかよりも、どちらを後に見たかが重要であることが分かる。本調査により直前に見た映像に影響されるという知見を得た。

しかしながら、ここではNHK・ETV2001の言説が持つ効果に注目したい。NHK・ETV2001の言説は、「戦時性犯罪」を世界の問題へと広げることで、慰安婦問題を身近な問題として捉えられなくする効果をもつ。そのため、「沈黙の歴史をやぶって」視聴後に、「社会に目を向けるべき、知るべき」としていた被験者が、NHK・ETV2001視聴後に減少したといえる。

また、NHK・ETV2001視聴後に「犠牲は仕方がない」と捉える被験者が多いことも特徴的である。「沈黙の歴史をやぶって」の言説によって、一度「犠牲の仕方なさ」を否定しながらも、NHK・ETV2001視聴後に「犠牲の仕方なさ」を容認するよう変化している。NHK・ETV2001が伝える言説では、「自己責任」が問われる犠牲、つまり、自由意志で慰安婦となった女性は、犠牲となっても仕方がない、と捉え直されていることがわかる。「戦時下という状況」や「慰安婦の家族」に責任の所在を転嫁しようとするNHK・ETV2001の言説によって、被験者の「戦時下の／家族のための犠牲は仕方がない」という価値観を強めたのではないだろうか。

グループA、Bで、NHK・ETV2001視聴後に、「テレビの情報を自分の行動の指針にする事がある」に、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答える被験者の割合が増加していることがわかるNHK・ETV2001の、客観的で公平に見える番組構成は、問題を相対化しているように思わせる。客観的で論理的な言説は、被験者を説得させるのに効果があるといえる。

「男らしさや女らしさは大切にすべきだ」、という項目では、「沈黙の歴史をやぶって」視聴後も、NHK・ETV2001視聴後も、ほとんど価値観の変化は見られない。この二つの番組では、「慰安婦問題」「人道に対する罪」「戦時性犯罪」、そして「性犯罪の責任追及」などのジェンダーの問題に争点は集中している。しかしながら、調査結果での変化のなさから、被験者はこれらの問題を「ジェンダーの問題」として捉えていない、と考えることができる。「慰安婦問題」や「人道に対する罪」などのジェンダー問題が持つ言説にも勝るほどの、強い家父長的なジェンダー

規範が視聴者の中に構築されているといえるのではないだろうか。

V おわりに

「女性国際戦犯法廷」の記録映像は、一般に販売されているものではあるが、関心の高い者でなければ、アクセスする可能性の低いメディアである。それに対してNHK・ETV2001は公共放送で伝えられた番組であり、その影響は大きい。女性の人権からの視点が伝えられることなく、従軍慰安婦問題が「過去の事実」として葬られてしまうことは、フェミニズムの立場からみると問題視される点である。NHK・ETV2001は、様々な立場からの意見を取り上げていることで、一見「中立」な言論のような印象を与えるが、問題を曖昧にすることと中立が同義でとらえられることの危険を認識する必要があるといえよう。

何よりも問題なのは、この番組改編問題が、公的権力による表現の自由の侵害という文脈ではなく、従軍慰安婦に関する議論のみに集約されてしまうことである。二重の意味で考えなければならない課題であるといえる。

注

- ¹ 宮崎公立大学人文学部国際文化学科4年（2006年10月現在）
- ² NHK・ETV2001「戦争をどう裁くか 第二回 問われる戦時性暴力」（2001年1月30日放送）
- ³ VAWW-NET JAPAN 正式名称：「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク（Violence Against Women in War-Network Japan）制作の「沈黙の歴史をやぶって 女性国際戦犯法廷の記録」を使用する。
- ⁴ 番組改竄と表現の自由については、小玉・小林（2003）が詳しく解説している。
- ⁵ 番組は当初、2000年12月に行われた女性国際戦犯法廷での審理を中心にNHKによって制作・放映される予定であったが、放映前に当時の自民党の安部晋三現総理大臣（当時衆議院議員）・中川昭一衆議院議員がNHK幹部らに「偏った内容である」と指摘し、番組を改編させたということが、2005年1月12日の『朝日新聞』朝刊にスクープ記事として掲載された。また、改憲・翼賛の右翼組織である日本会議も、NHKに対して公共放送としてふさわしい公正な報道を行うように申し入れを行ったという。当初放映される予定であった番組タイトルは『第二次世界大戦・日本軍による性暴力』であったが、放映直前に『問われる戦時性暴力』に変更された。
- ⁶ 番組は計二回修正が行われた。この場合の「修正版」は二回目の修正後のものを指す。
- ⁷ なお、本論文では、この調査の一部分のみを紹介するにとどまったが、十分な分析を加えて発表する予定である。

<引用・参考文献>

Basu, Aparna, 1993, The role of women in the Indian Struggle for freedom. Paper presented at the Women in Asia Conference, 1993. Merbourne, Australia.

ベティ・リアドン、山下史訳1988『性差別主義と戦争システム』勁草書房

藤岡信勝1991『汚辱の近現代史』徳間書店

Hollway, W. 1981 ‘“I just wanted to kill a woman.” Why? The Ripper and male sexuality’, Feminist Review

Hollway, W 1984 ‘Gender difference and the production of subjectivity’, in J. Henriques, W. Hollway, C. Urwin, C. Venn and V. Walkerdine(eds)Changing the subject : Psychology, Social Regulation and Subjectivity, London : Methuen

小玉美意子・小林直美2003「『女性国際戦犯法廷』から「問われる戦時・性暴力」へ
～NHKETV2001「シリーズ戦争をどう裁くか第2回」改編が提示する諸問題～」(『ソシオロジ
スト』No. 5、127～164

小林よしのり2001『新ゴーマニズム宣言』小学館

佐藤俊樹・友枝敏雄2006『言説分析の可能性 社会学的方法の迷宮から』東信堂

ヴィヴィアン・バー／田中一彦訳1997『社会構築主義への招待 言説分析とは何か』川島書店

スーザン・ブラウンミラー、生島幸子訳2000『レイプ―踏みにじられた意思』勁草書房

高橋哲也2005『戦後責任論』講談社学術文庫

上野千鶴子1998『ナショナリズムとジェンダー』青土社

若桑みどり2005『戦争とジェンダー』大月書店

吉見義明1995『従軍慰安婦』岩波新書